

「横浜市市庁舎商業施設運営事業者公募内容検討等に係る支援業務委託」
受託候補者選定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 横浜市総務局入札参加資格審査・指名業者選定委員会要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、「横浜市市庁舎商業施設運営事業者公募内容検討等に係る支援業務委託」の発注に際し、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により受託候補者を選定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、本実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料を添付したプロポーザル関係書類提出要請書により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 業務実績等
- (2) 業務実施体制
- (3) 当該業務の実施方針
- (4) 当該業務に関する具体的な提案
- (5) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第4条 プロポーザルを特定するための評価項目は、次に掲げる事項とする。

- (1) これまでの業務実績
- (2) 本業務の実施体制
- (3) 提案内容
- (4) ワークライフバランス・障害者雇用・健康経営に関する取組

2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。

3 提案書の内容及びヒアリング結果をもとに、当該業務に最も適した者を特定する。

4 特定、非特定にかかわらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 プロポーザルの評価にあたっては、横浜市市庁舎商業施設運営事業者公募内容検討等に係る支援業務委託プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）を別に設置し、プロポーザルの評価のうち、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
- (3) 評価の集計及び報告
- (4) 提案者に対するヒアリング
- (5) その他事業者の選定に関し必要な事項

2 評価委員会には委員長及び副委員長を置き、次のとおりとする。

委員長 総務局 総務部 総務課長

副委員長 総務局 契約部 契約第二課長

委員 政策経営・国際戦略局 シティプロモーション推進室
広報・プロモーション戦略課広報担当課長

委員 総務局 総務部 管理課担当課長

委員 にぎわいスポーツ文化局 にぎわい創出戦略部 にぎわい創出戦略課担当課長

委員 都市整備局 都心活性化推進部 関内関外事業推進課長

3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。

5 評価委員会を欠席した委員の評価は、採点に含めないこととする。

6 評価が同点となった場合、上位者を決定させるために、評価基準の評価項目のうち、以下の項目順で点数比較を行う。なお、上位者が決まった段階で、それ以下の項目での比較は行わない。

- (1) 提案内容
- (2) 本業務の実施体制
- (3) (2)の条件においても同点の場合は、評価委員の投票で多数決により当該同点者の順位を決定する。票数が同数の場合には委員長の判断により決定する。

7 委員長は、評価結果を総務局入札参加資格審査・指名業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）に報告するものとする。

8 評価委員会は、非公開とする。

9 委員会の庶務は、総務局管理課において処理する。

(評価結果の審査)

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由

(5) その他必要な事項

附 則

この要領は、令和8年6月24日から施行する。